

## 社会福祉法人健修会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人健修会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に規定する評議員会の決議によって選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会で選任された評議員をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与、退職慰労金を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給される役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間30,000,000円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与及び退職慰労金は、別表2に定める額とする。
- 6 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 7 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

### (費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した交通費、旅費等の費用については、旅費・交通費規程、海外旅費規程等に準じて、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、

また前払を要する者は申請により、前以って支払うものとする。

(常勤役員の通勤手当)

第6条 常勤役員に支払う通勤手当については、職員給与規程に準じて報酬月額を支給と同時に  
行うものとする。

(報酬月額等の支払い方法・支給日)

第7条 常勤役員に支給する報酬月額を支払い方法・支給日は、次の各号による。

- (1) 各役員が指定する本人名義の銀行口座へ、法令に基づいて控除すべき金額を除いた上で、  
振込むものとする。
- (2) 支給日については、原則として毎月25日とし、支給日が休日の場合は法人の給与規程に  
準じて、支給するものとする。

2 非常勤役員への報酬は、職務遂行の都度、翌月25日に支給するものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準とし  
て公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定  
めるものとする。

附則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

区 分	日 額
評議員会への出席	10,315円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,315円

別表2（常勤理事の報酬等）

## (1) 月額報酬

役 職 名	月 額
理事長	1,000,000円
理事	600,000円

## (2) 賞与

支給時期	支 給 額
6月の賞与	報酬月額×1ヶ月
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月

## (3) 退職慰労金

最終報酬月額×在任年数×300%（係数）
----------------------

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとし、1か月未満は切り上げる。

別表3（非常勤役員の報酬）

## (1) 理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	10,315円
上記の他、法人・施設のための出勤	10,315円

## (2) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,315円
理事会、評議員会等会議への出席	10,315円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,315円

※評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。